

平成29年9月定例会 環境対策特別委員会(付託)

平成29年10月3日(火)

〔委員会の概要〕

山西委員長

ただいまから、環境対策特別委員会を開会いたします。(10時33分)

直ちに、議事に入ります。

本日の議題は、当委員会に係る、付議事件の調査についてであります。

付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において、説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【説明・報告事項】 なし

田尾県民環境部長

理事者において、説明又は報告すべき事項はございません。よろしくお願い申し上げます。

山西委員長

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

古川副委員長

この間の一般質問で、環境の温暖化対策について質問させていただきましたので、その御答弁に対して、ほかの質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、最初に脱炭素社会実現加速化戦略会議について質問をしました。そして、この自然保護基金ジャパンの山岸さんとか、環境省からも講師を迎えて検討していくということで、答弁の中で三点検討項目が挙げられまして、その一点目に、この気候変動の進行に応じた柔軟な対応策の検討というのがあるんですけど、この柔軟な対応策というのはどういうものか、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。

河崎環境首都課長

ただいま、古川副委員長より御質問を頂いた件でございますけれども、脱炭素社会実現加速化戦略会議は、来る10月23日に開催することといたしております。その中で、公益財団法人世界自然保護基金ジャパン・WWFジャパンの気候変動エネルギーグループ長、山岸尚之氏より気候変動に関する最新の知見や国際情勢等についていろいろと御教示を頂くことになっております。その後、質疑、応答という時間を設けておりまして、この質疑、応答の中で、そういったことについていろいろ議論をしたいと考えております。

古川副委員長

柔軟な対応策の柔軟なという部分の意味合いはどういったことでしょうか。

河崎環境首都課長

柔軟な、と申しますのは、やっぱり意味合いを込めておりまして、我々の発想と言いますか、普段の発想ではなかなか行き着けないようなところ、こういったこと、それから、実際の対応につきましても、臨機応変というような意味合いも込めたところでございます。

古川副委員長

いわゆる行政の職員が、発想のないようなところとか、専門的な知見を基に聞いて。そのために呼ぶんですからね、当然と言えば当然なんですけど。分かりました。

あともう一点が、この温室効果ガスの削減目標達成に向けたイノベーションの創出。このイノベーションの創出という部分で、具体的なイメージはあるんですか。

河崎環境首都課長

それもですね、今、いろいろと計画や戦略の中に盛り込んでおりますけれども、当日、環境省地球環境局総務課気候変動対策室のほうから、最も中心的にやっている担当官をお呼びすることになっておりますので、先ほどの講師と合わせまして、双方との話合いの中で、そういったことについても検討を進めていきたいと考えております。

古川副委員長

そういう方を呼んで、いろいろお聞きして、取り入れることは取り入れて。やってみないと分からないというような感じですね、実際は。こういう会議を開いてこういう方をお呼びして、特に環境省も海外の自治体との連携とかも力を入れていますので、ドイツとかの連携強化とか、そういうところもしっかりとこの中で議論をしていただいて、そして取り組んでいただいて、本当に地域から、自治体から、パリ協定を支えるという視点を持って、この会議を進めていっていただきたいなと思います。

それから、2番目に質問した市町村の公共施設のカーボン・マネジメントですね。ゼロ・エネルギー・ビルという、国のほうは新築については、100パーセントやっていきたいというような目標も掲げてますので、そのあたり、答弁の中では補助金が国のほうであるので、これを周知していきたいというふうにとどまったんですけども、市町村の現状はどんな感じですか。

河崎環境首都課長

端的に申しまして、今、市町村の公共施設について、それほど進んでいると、そのような認識は持ち合わせておりません。だからこそ、そういったことを推進し、補助金の制度も十分に承知おきいただきたいということで周知に励みたいと考えているところでございます。

古川副委員長

去年9月ですよ。大きな目標を掲げてやっているのに、まだこれからそういう周知をやりたいという、そんな状況では、本気になってこの目標を達成しようと思ってる

のかというのも疑問になってきますから、本当に、こういうできることをとにかく全部やった上で、更に新たな思い切った取組をやっていかないと、絶対こういう目標というのは言うだけになってしまうと思います。しっかりと本当に取り組んでいていただきたいと思います。

県のほうはどうですか。県もいろいろ箱物をいろいろな部局で、教育委員会とか警察も含めて建てようとしていますけれども、このあたりの連携とか、補助金の活用状況とかはどうですか。

河崎環境首都課長

国の補助金につきましては、公共施設も出るということでございまして、もちろん公共施設の所管課はいろいろございます。各所管課につきましては、こういった制度があることの周知はさせていただいているところでございます。

先ほどの答弁にもございましたけれども、周知ということにとどまっているのかということでございますけれども、やはり、非常に重要なことと思っております。一度二度ならず繰り返し繰り返し何度でも徹底して、そういった働き掛けを行いたいと考えております。

古川副委員長

こういう補助金があるよということで、文書を流すだけじゃなくて、本当にきちっと話をして、理解をしてもらって検討してもらうということが大事だと思いますので、そのあたりしっかりと取り組んでいていただきたいと思います。

もう一点、収益納付型補助金の創設について提案をさせていただいたんですけれども、県は融資制度を独自で作って、それが実績も上がっていて、それを更に進めたいんだということでもありますけれども、この収益納付型補助制度というのは、県が民間のそういう地域に貢献する、地域に収益をもたらすような事業に対して、県と事業主体となる地域の人と一緒に検討して、そして補助金を打って、収益が上がったらその中から戻してもらうということで、投資では事業主体が出投資のリスクを背負わないといけないんですけど、収益が上がらなかった場合はもう補助金でということなので、そのあたりリスクを回避できるということで、特に民間の小さな団体とかは、すごく取り組みやすい制度だと思うんですね。このあたりしっかりと来年度予算に向けて、検討していただきたいと思うんですけれどもどうでしょうか。

岡島自然エネルギー推進室長

ただいま古川副委員長から収益納付型の補助金についてということで、検討を進めるというような御質問かと思えます。我々も先進県、長野県のほうで収益納付型補助金という制度を運用されているというふうに聞いております。いろいろ補助対象の、例えばソフト事業は補助率の2分の1以内であるとか、ハード事業については例えば小水力は10分の3以内とか、太陽光では4分の1以内という、それぞれの規定があって、全額補助という形ではどうもないようではございますけれども、補助率があるというような形。それと、古川副委員長がおっしゃったように、その売電収入が出た際に、その一部を県に還付と言いましょうか、納付という形を取っていく制度のようでございます。それで、実績等をお伺

いしますと、やっぱり大部分が太陽光というような形での実績ということでありまして、本県の融資制度と比べると無利子無担保。それを2年間据置きであるという面で、確かに事業者の方にとすると扱いやすい部分があるのかなという点。一方で、入札を行わないといけないとかですね、運用上なかなか難しい点もあるというふうなことでございます。

我々、まだ聞き取っただけでございますので、先ほど副委員長もおっしゃっていただいたように、本会議の答弁の時にも申し上げたように、その融資制度と、それぞれのメリット、デメリットというのいろいろあるかと思っておりますので、その辺を総合的に見させていただきながら、本県がこういった形で対応していけるのかといったことを検討していきたいと考えてございます。

古川副委員長

特に県とその民間団体、この事業が本当に収益が上がるのかどうかということは見極めないと補助金がそのまま戻ってこないという形になる。そのあたりがやっぱり一番難しいかなと私も思ってます。また、しっかりと研究して、検討していただきたいなと思います。

あと、県も洋上風力の研究を進めて、由岐とか美波とか、牟岐とかのほうは、かなり洋上については風も強く吹いているということでいい環境かなと思ってますが、その辺りの洋上風力を進めていく上で、いろいろ課題もあると思うんですけども。県のほうで、こういうことを整えていかなければ、なかなか進んでいかないというようなところがあれば教えてください。

岡島自然エネルギー推進室長

本県における洋上風力発電についての御質問でございます。今、鳴門市のほうで環境省の事業を使った形で、いわゆるゾーニングというような形で、その適地を探していくというような事業を行っているところでございます。そちらとも連携を取りながら、今鳴門市の状況というの、我々も行っているところでございます。それと、それ以外にも、南のほうで非常に風況もいいというような状況も我々も承知してございます。

洋上風力を進めていくに当たりましての一番の課題が、やっぱり漁業者の方の御理解。漁業といかに協調していくか、そこに御理解を頂けるかというのが一番大きい課題かと思っております。もちろん、洋上風力に当たってのその機器類であるとか、そういったところで、今のところ少しまだ採算のところでは非常に苦労しているというふうな状況もありますけれども、何よりも下地となります漁業者の方の理解、それとそちらの方と一緒に協調してやっていくというような部分が一番重要なことだと思っております。そちらについても、漁業者の方とも、また機会を捉えまして、御意見等もお伺いできればという考えでございます。

古川副委員長

漁業者との関係というのは大事だと思います。県のほうは浮体式だと浮漁礁を兼ねてみたいなのも研究されるということですので、いろいろ工夫をしながら、そんなに急にはなかなか進んでいかないとは思いますが、しっかりと取り組んでいっていただきたいと思っております。

南のほうでそういう電力を起こして、送電線みたいな部分はどうでしょうか。

岡島自然エネルギー推進室長

おっしゃるとおりでございます。地区によって、系統の太さ、細さと言いましょか、系統が若干弱いという所もございます。そういうような部分で地区によったら、少し容量的に問題が生じるというような所も出てくるかと思ひます。

古川副委員長

将来的に、自然エネルギーで全てを賄うような社会が確実に来るんだと思ひますので、何十年かはかかると思ひますけれども、洋上、太陽光だけではやはりカバーできないと思ひます。風力発電というのは大事だと思ひますので、そういう送電線の関係とかも早め早めに検討しながら研究しながら進めていっていただきたいなと思ひますのでよろしくお願ひいたします。

田尾県民環境部長

副委員長から、いろいろ本会議での御質問に関連して御質問を更に頂いたところで、少しだけ補足をさせていただければと思ひます。

まず、最初に御質問されました脱炭素社会実現加速化戦略会議で、知見を蓄積して、更にそれを具体的にどうやっていくのかという部分でございますが、まず、気候変動の進行に応じた柔軟な対応策の検討ということにつきましては、これまで条例の中でも、適応策、それから緩和策、両輪でということで、条例の中に全国で初めて適応策を位置付けたというところがございます。こうした適応策、緩和策を更に一步推し進めるような、例えば、実はこれまでも適応策というのは、適応策という意識をまだ持たずしても、そういう対応、気候の変動に適応するような品種改良でありますとか、そういうことをそれぞれやっておりますので、そういったところ、脱炭素社会に向けてという意識を持てるように、具体的に取り組んでいきたいと。ここのほう山岸氏は世界各地の状況を見ておりますので、そういった知見を、更に適応策でありますとか緩和策に出していきたい、こういうことでございます。

さらに、国を大きく上回る本県の温室効果ガスの削減目標の達成に向けて、イノベーションの創出というところがございますが、彼らの知見、更に本県内の徳島大学でありますとか阿南高専だとか研究機関がございますし、そういった所の研究者とも連携しながら、本県産業界にも貢献できるような、イノベーションができてきて、それが温暖化対策に貢献できればというような主旨でございます。

あともう一点。市町村のZEBのことでございますが、ZEBにつきましては、国の補助制度、民間向けの経済産業省の補助金、それから市町村向けの環境省の補助金、それぞれございまして、我々もこの両方をうまく生かしながら、PRしながらしっかりとやっていただきたいというふうに思っております。

市町村につきましても、我々も県として初めて、今年の1月から施行した脱炭素社会の実現を規定した条例がございますので、この辺をいろいろな会合で周知しながら、まずは、しっかりと民間の事業者、それから市町村の首長さん、担当者の方の意識を高めるような

取組を具体的に進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

木下委員

空き家対策のことについて、お聞きしたいんですが、今、たくさんの空き家ができております。管理されている家であればいいんですが、崩壊状態や倒壊状態のままで、たくさん美馬地区にもあります。大変危険な状況にあるように思えますが、担当課としてはどういう対策を講じて、どういう方向性を目指しているのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

坂部住宅課長

ただいま、木下委員より空き家対策につきまして御質問を頂きました。空き家対策につきましては、国のほうで空き家等対策に関する特別措置法というのが平成26年に制定されて、平成27年5月から全面施行となっているところでございます。その中で委員のお話にありました老朽化して特に危険な空き家につきましては、法律のほうで、特定空き家ということで、市町村が指定することができることとなっております。市町村におきましては、その指定を行いますと指導、助言、勧告等を行うことができまして、その指導、助言、勧告に従わない場合につきましては、略式代執行ということで市町村のほうで除却をすることができることとなっています。

あと、県民に対する支援でございますけども、一つは空き家につきましては利活用という面があります。改修して、住宅として引き続き使っていただくといったような方法。また、用途を変えまして、リノベーションをして交流室とかに改良し、用途を変える方法があります。そちらにつきましては、市町村に対しまして、補助事業、支援事業というのを国、県のほうでも行っておりまして、特に移住者に対する空き家改修や交流施設に対する改修といったものについて補助を行っているところでです。

さらに、除却につきましては、国の補助事業を活用いたしまして、市町村が、特定空き家ということで老朽化した空き家について、所有者に対して支援する際に、道路を閉塞という条件はございますけども、県のほうからも支援をしております、所有者に対しましては最大80万円の補助が出るような仕組みになっております。

木下委員

対策について、補助事業、また国の事業全て市町村が履行しているということですが、しかしながらも、本当に多くのもう崩壊寸前の家が県道縁とかにたくさんに見られます。一番問題なのは、やはり当事者である持ち主が、それはきちっと管理しなければいけないんだろうと思いますが、こちらを離れてもう何年も帰っていないという家がたくさんあります。それを、誰がきちっと管理できるかという、なかなかお金が要ることですから、もう県外に出ている方は一切触りません。そうすると、今年の徳島県は大きな台風が来るという前提の下にたくさん台風がきましたが、幸いにも大きな被害がなく通過しております。しかしながら、風が吹くと瓦が飛ぶ。そしてもう崩壊寸前ということですので、何かあった後の対策というのは、より多くのお金がかかると思うんですね。その辺を迅速に進めなければいけないと思うんですが、県としてはそういう状況にある物を調査して把

握しておりますか。そしてまた、それをどういうふうに対処していくのかを教えてください。

坂部住宅課長

ただいま、木下委員より、空き家についての県と市との取組というところでございますが、まず、空き家対策特別措置法という中で、空き家に対する対応は、まず市町村でやるということが定義付けされております。県としましては、市町村とともに、そういった空き家につきまして、どのようにしていくかということで、市町村が設置する空き家の対策協議会というのがございまして、そちらのほうに参加させていただきまして、こういった対策が可能かといったことを検討させていただいてるところでございます。

委員のおっしゃいますように空き家というものを適正に管理するということは非常に重要なことでございます。市町村のほうでそういった空き家の情報を、今、調べているところでございますので、その中で、所有者に対して適切に管理するということを、まずは周知をしていただいとと考えております。

木下委員

管理する状況下にある建物であれば、そういう対策でいいと思うのですが、もう管理できないというような家がたくさんあるんですよね。中には補助金が当たらないという家もあるんですよ。やはり、その辺をもう少し迅速に進めるべきと思うんですが、その辺は。

坂部住宅課長

空き家の迅速な対応ということで御質問を頂きました。空き家対策は所有者の方の理解が必要であるというところがありまして、その事案につきましては、市町村とともに、引き続き所有者の方の理解を得たいと考えております。また、所有者の方が県外にいらっしゃる場合につきましては、この空き家対策特別措置法によりまして、固定資産税に関する情報を住宅対策部局のほうで得られるというような制度もございます。といったことで固定資産税の担当部局とも協力しながら、所有者の方に対して適切な管理というのを進めていきたいと考えております。

木下委員

大体理解できるんですが、しかしながら、やっぱり近隣にも迷惑が掛かるような状況下にある家がたくさんある。やっぱりその辺は十分に理解して積極的に、そういう対策に県は乗り出すべきでもあるし、そしてまた市町村とともに、どうも全体的には県は把握できていないので、その辺もしっかりと把握して急ぐ。災害の時にも、救急車で運ばれてきた方の中でも早く処置しなければいけない、また、この人は少し待っていただいてもいけるというようなシステムを作っておるようでございますので、また、空き家対策についても市と県と協議しながら、その辺の対応をしっかりと見越していただきたいと思いますので、その辺をお願いして終わります。

山西委員長

ほかに質疑はございませんか。

以上で質疑を終わります。

これをもって環境対策特別委員会を閉会いたします。(11時3分)